

平成30年4月1日

## MR（麻しん風しん混合ワクチン）の任意予防接種を希望する保護者の方へ

中野区保健所

### 1. MR（麻しん風しん混合ワクチン）任意予防接種に対する公費助成について

予防接種法では、MRの予防接種を受けられる期間は

《1期》1歳以上2歳の誕生日の前日まで

《2期》小学校就学前の1年間（保育園・幼稚園の年長相当）

と決められていますが、中野区ではこの期間を過ぎてしまった方でも無料で接種が受けられるよう、公費助成を行っています。

なお、予防接種法で定められた期間を過ぎて接種する場合には、「定期予防接種」ではなく、保護者の希望により行う「任意予防接種」となります。

#### 【任意予防接種の対象】

2歳から19歳未満の定期予防接種未接種者

（ただし、MR2期定期予防接種対象者の方を除く）

### 2. 定期予防接種と任意予防接種の違いについて

予防接種が原因で健康被害が生じた場合の救済制度が異なります。

定期予防接種（予防接種法内の年齢で接種する予防接種）は、予防接種法に基づき救済されますが、任意予防接種は、原則、医薬品医療機器総合機構法により救済され、医療手当など給付内容が異なります。

### 3. MRの任意予防接種予診票の交付方法

「（任意）麻しん・風しん予防接種予診票交付申請書」に必要事項を記入し、母子健康手帳の予防接種記録ページのコピーと一緒に、郵送またはFAXで、下記の住所がFAX番号あてに送付（送信）してください。

※麻しんまたは風しんの単抗原のワクチン接種も可能です。

### 4. 任意公費負担の予防接種は、他の区では受けられません

中野区内の予防接種実施医療機関で接種してください。

#### 【送付（送信）先及び問合せ先】

中野区保健所 保健予防担当

〒164-0001 中野区中野2-17-4

TEL (03)3382-6500

FAX (03)3382-7765